

<直接支払制度・受取代理制度 を利用しない方が対象>

※出産育児一時金の直接支払制度や受取代理制度を利用しない方は、
出産育児一時金請求書の提出ができます。

※出産育児一時金の直接支払制度・受取代理制度を利用した方は、出産育児一時金請求書は
提出できませんのでご注意ください。

※支給金額・・・一児につき420,000円
(在胎週数22週未満の出産や産科医療補償制度未加入医療機関での出産の場合は404,000円)

在籍会社により申請書が異なります。

各社の申請用紙をお使いください。

各社の提出先
<キョーマン各社の提出先> シェアードセンター給与G 経由 → 人事部社会保険G着
<キョーマン各社以外の提出先> 各社経由 → 人事部社会保険G着

<添付書類>

出産育児一時金請求書に下記1.2を添えて上記経由でKBS(株)人事部社会保険Gにお送りください。

1. 出産費用の領収・明細書のコピー
2. 出産育児一時金の直接支払制度を利用しない旨の合意文書のコピー

注意：合意文書のコピーとは、医療機関が用意する用紙に医療機関と妊婦が交わす文書のコピーです。

<見本>

出産育児一時金の医療機関直接支払制度の合意文書のコピーの見本

出産育児一時金の医療機関直接支払制度について

当院では、できるだけ現金でお支払いいただかなくて済むよう、21年10月からは
しまった「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」をご利用いただくこと
を原則としております。

以上説明を受け、保険者から支給される出産育児一時金について、直接支払制度を
(利用します ・ 利用しません) 。

平成 年 月 日

保険者名： _____

被保険者氏名 _____

妊産婦氏名 _____

医療機関名： _____

出産予定日 平成 年 月 日

直接支払制度の活用： あり ・ なし

ご参考：

出産育児一時金は、3つの利用方法があります。詳細は、次ページをご参照ください。

- ①直接支払制度
- ②受取代理制度
- ③出産育児一時金請求書の提出

<出産育児一時金の3つの利用方法>

※支給金額・・・一児につき420,000円

(在胎週数22週未満の出産や産科医療補償制度未加入医療機関での出産の場合は404,000円)

①直接支払制度・・・※詳細以下参照

医療機関と妊婦が書面で契約することで、一時金が直接医療機関に支払われるため、窓口負担が軽減される。また、差額が発生した際は、該当者に差額申請の案内を送付

(差額は給与の健保給付欄で支給)

②受取代理制度・・・※詳細以下参照

出産育児一時金等支給申請書(受取代理用)に医療機関・被保険者の署名・捺印後、申請書を人事部社会保険Gに提出

一時金が直接医療機関に支払われるため、窓口負担が軽減される。

また、差額が発生した際は、該当者に差額申請の案内を送付

(差額は給与の健保給付欄で支給)

③出産育児一時金請求書の提出

①、②を利用しない場合、給与の健保給付欄で支給(従来通りの手続き)

<直接支払制度を利用する方>

直接支払制度を利用する場合、人事部社会保険Gと医療機関に提出する書類はありません。保険証の提示と医療機関が用意する直接支払制度を利用する旨の文書に署名をするだけで出産育児一時金が医療機関等へ直接支給されます。

出産費用が出産育児一時金の範囲内であれば、退院時に窓口で出産費を支払う必要がなくなり、超えた場合は窓口支払が発生します。出産費用が出産育児一時金よりも少ない場合、後日、人事部社会保険Gから該当者に差額申請の案内を送ります。

<受取代理制度を利用する方>

出産予定日の2ヶ月前から申請ができます。

受取代理制度を利用する場合、電子ファイルから用紙を印刷後、被保険者が必要事項を記入・署名・捺印し、医療機関にも必要事項の記入・署名・捺印を受け、出産前に人事部社会保険Gへ

提出します。出産育児一時金が医療機関等へ直接支給されるため、出産費用が

出産育児一時金の範囲内であれば、退院時に窓口で出産費を支払う必要がなくなり、

超えた場合は、窓口支払が発生します。出産費用が出産育児一時金よりも少ない場合、

後日、人事部社会保険Gから該当者に差額申請の案内を送ります。